

各 位

平成21年6月1日

不動産投資信託証券発行者名 東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号 ジョイント・リート投資法人 代表者名 執行役員 三 駄 寛 之 (コード番号: 8973)

資産運用会社名

東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ 代表者名 代表取締役 坂 本 光 司 問合せ先 I R・財務部長 佐 藤 信 義 TEL, 03-5759-8848 (代表)

保有物件の預かり敷金・保証金及び運用・管理体制に関するお知らせ (テナント様及び運用・管理業務に携わる関係者の皆様へ)

ジョイント・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ(以下「資産運用会社」といいます。)の全株式を保有する株式会社ジョイント・コーポレーション(以下「スポンサー企業」といいます。)及びその連結子会社である株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産(以下「JRF」といい、スポンサー企業とあわせて以下「スポンサー企業等」といいます。)が、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行ったことにつき、同日付プレスリリース「スポンサー企業等の会社更生手続開始の申立て」にてお知らせいたしましたが、スポンサー企業等の会社更生手続開始の申立てが、本投資法人の保有物件に関してテナント様及び運用・管理業務に携わる関係者の皆様と締結した契約関係に影響を及ぼさないことについて、改めて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 保有物件にかかる預かり敷金・保証金について

本投資法人はスポンサー企業等とは別法人であり、法令に基づき、資産保管会社であるみずほ信託銀行株式会社にその資産の保管に係る業務を委託しているため、その資産はスポンサー企業等及び資産運用会社の資産とは分別して保管されております。また、本投資法人からスポンサー企業等及び資産運用会社に対する貸付けもないことから、本投資法人がスポンサー企業等の会社更生手続きの影響を受けることはありません。テナント様からお預かりしている敷金・保証金等につきましても、本投資法人の保有物件に関する本日現在有効な賃貸借契約・信託契約等に基づき、信託口座にて保全措置を講じるなど厳重な資金管理を行っております。

2. 保有物件にかかる運用・管理体制について

本投資法人から資産運用の委託を受けた資産運用会社は、スポンサー企業等に対して貸付け及び借入れの 関係はなく、スポンサー企業等の会社更生手続きの対象とはなっておりませんので、その資産運用業務の遂 行体制及びその意思決定機能には何ら影響はありません。

保有物件の日常の運用・管理体制については、スポンサー企業等の会社更生手続きの影響を受けることなく従来通り適切に継続してまいりますので、ご安心いただきますようお願い申し上げます。

以上

- * 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ: http://www.joint-reit.co.jp/